

行政常任委員会報告

令和 4 年 3 月 4 日
午後 1 時 30 分開議
委員会室

◎ 日程

1 消防本部

- (1) 非常勤の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- (2) 令和 3 年中における火災、救急救助等の出動状況について

2 教育課

- (1) 旧北炭夕張炭鉱模擬坑道保存活用計画について
- (2) 第 7 次夕張市社会教育中期計画について
- (3) 指定管理者の指定について（体育施設）

3 市民課

- (1) 夕張市国民健康保険条例の一部改正について
- (2) 夕張市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- (3) 生活館及びコミュニティセンター指定管理者の指定について

4 地域振興課

- (1) 指定管理者の指定について（夕張市農業研修センター）

5 建設課

- (1) 夕張市賃貸住宅条例の一部改正について

6 保健福祉課

- (1) 新型コロナワクチン接種（3 回目）について

7 生活福祉課

- (1) 指定管理者の指定について

8 財政課

- (1) 旧滝ノ上小学校校長住宅の無償譲渡について

9 総務課

- (1) 夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について
-

◎ 出席委員（7 名）

今 川 和 哉 君
本 田 靖 人 君
君 島 孝 夫 君
小 林 尚 文 君

千 葉 勝 君
熊 谷 桂 子 君
高 間 澄 子 君

◎欠席委員（0名）

◎出席者職氏名

議長	大 山 修 二 君
副市長	本 間 和 彦 君
教育長	小 林 広 明 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	
	芝 木 誠 二 君
地域振興課長	木 村 友 哉 君
地域振興課主幹	福 士 泰 史 君
財政課長	押野見 正 浩 君
建設課長	鈴 木 茂 徳 君
市民課長	佐 藤 学 君
保健福祉課長	平 塚 浩 一 君
保健福祉課主幹	永 澤 綾 子 君
生活福祉課長兼福祉事務所長	掘 靖 樹 君
生活福祉課主幹兼係長	佐 藤 由 士 昌 君
教育課長	寺 江 和 俊 君
消防本部消防長	増 井 佳 紀 君
消防本部消防次長	石 黒 友 幹 君
消防署長	齊 藤 正 君
事務局長	佐 藤 浩 一 君
書記	山 下 倫 弘 君
書記	相 澤 由 貴 君

【委員長挨拶】

（今川委員長）

開会に先立ちまして、皆様にお願いがございます。携帯電話等をお持ちの方は電源をお切りいただくか、マナーモードに設定し、ご利用はお控えください。

ただいまから行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は7名全員であります。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは、副市長、総務課長のほか、説明員として、課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。消防本部、教育課、市民課、地域振興課、建設課、保健福祉課、生活福祉課、財政課、総務課の順に報告を受け、これに対する質疑を行って参りたいと思いますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めて参ります。

【消防本部】

(今川委員長)

それでは、消防本部より報告を受けて参ります。

(消防本部次長)

お疲れさまです。

消防本部から2件報告いたします。

まず初めに、非常勤の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

資料1-1をご覧ください。

改正理由につきましては、昨年4月に総務省消防庁から発出されました「消防団員の報酬等の基準の策定等について」の通知において、非常勤消防団員の報酬等の基準が定められており、この基準の中で当市が出動手当として支給していた費用弁償は、出動報酬とすると定められており、またその額については1日当たり8,000円を標準とすると定められていることから、これに基づき条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、資料1-2、新旧対照表をご覧ください。

改正しようとしているのは、第3条第3項、第4条第6項及び別表3であります。

まず第3条第3項につきましては、報酬が日額で定められているものに対しては職務従事後に支給する。の後に、ただし、消防団員出動報酬については、3か月毎に集計し、4月、7月、10月、1月の月末までに支給する。を追加しようとするものであります。

第4条第6項につきましては、消防団員の出動等に支給する費用弁償について規定されているので、費用弁償を出動報酬に改めた場合にはこの規定が不要となるものであります。

別表3につきましては、年額報酬と出動報酬を規定することとし、現行第4条第6項第1号に規定する水火災の職務に従事した場合、3,800円を。水

火災又は地震等の職務に従事した場合、日額 8,000 円に。第 2 号に規定する水火災による待機及び警戒並びに訓練等の場合、3,500 円を。水火災による待機及び警戒並びに訓練等に従事した場合、日額 3,500 円に改めようとしているものであります。

施行日につきましては、令和 4 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

この件につきましては、以上でございます。

2 件目の報告は齊藤署長が行います。

(消防署長)

それでは、私のほうから令和 3 年の火災等の報告をいたします。

その前にちょっと訂正箇所がございます。資料 3 をご覧ください。

資料 3 の一番下の図でドクターヘリの件数の中で、真ん中辺の一般負傷が 1 件となっておりますが、これが 2 件。それで搬送人員が 1 人を足してください、その下ですね。一般負傷に 2、1 という数字が入ります。それに伴って、右端のその他が 0、0 となります。訂正のほう、よろしく願いいたします。

それでは、報告いたします。

まず初めに、資料 2 をご覧ください。

令和 2 年度の火災の発生状況です。令和 2 年は火災が 4 件発生しまして、建物火災が 3 件、車両火災が 1 件でした。建物火災の焼損程度は全焼が 1 件、部分焼が 1 件、ぼやが 1 件となっております。

次に、り災世帯が 1 世帯、り災人員が 1 名で、死亡が 1 名となっております。焼損表面積以下については、表記のとおりとなっております。

失礼しました。令和 2 年と言いましたが令和 3 年の誤りです。すみません。

続きまして、資料 3 をご覧ください。救急・救助・ドクターヘリの出動状況です。まず最初に一番上の表で、救急の件数でございます。出動件数が 496 件、搬送人員が 418 人、前年と比較すると件数で 24 件、搬送人員で 5 人の減少となっております。

事故種別で最も多かったのが救急で 309 件、254 人の搬送。次に一般負傷で 72 件、67 人の搬送でした。

傷病程度別に見ますと死亡が 11 件、重症が 74 件、中等症が 217 件、軽症が 116 件でした。前年と比較すると中等症が増加し、死亡、重症、軽症が減少しております。

続きまして、真ん中の表で救助の出動件数です。出動件数が 5 件で、搬送人員が 3 人でした。内訳は交通事故が 2 人、その他で 1 人となっております。

続きまして、最後の表です。ドクターヘリです。要請件数が 26 件、搬送件数が 13 人でした。前年と比較すると要請件数は同数ですが、搬送人員が 13 人で 5 人増えております。なお、不搬送が 13 件となりますが、その理由といたしまして天候不良やヘリが別件に対応中で飛んでこられないということで救急車にて医療機関に搬送しております。

消防からの報告は以上です。

(今川委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、ございませんか。

(大山議長)

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(今川委員長)

ないようですので、これで消防本部を終わります。

【教育課】

(今川委員長)

次に、教育課より報告を受けて参ります。

(教育長)

教育課から 3 点、報告事項がございます。それぞれ教育課長が説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

(教育課長)

ご苦労さまです。

今、教育長からあった 3 件についてご報告申し上げます。

まず 1 件目ですが、旧北炭夕張炭鉱模擬坑道保存活用計画についてでございます。本市石炭博物館模擬坑道については、平成 31 年 4 月に坑道火災が発生した後、今日に至るまで早期の復旧及び再開を目指し、様々な取組を進めてきたところでございます。これまで有識者からのご助言等を基本としながら、本施設が観覧坑道であるがゆえに安全安心の確保を、その第一に掲げ、復旧方法を検討するとともにより一層の安全な施設として生まれ変わるべく、必要な対策をどこに、どのように講じるべきかについても議論を展開してきたところでございます。

一方、財政再生団体として法の下での財政再建に取り組む本市にあって、本施設の復旧に関して財源確保をどう図るのかという大きな課題克服についても多くの時間を割きながら、この間、検討をして参りました。そのような中で令和 2 年 9 月、総務副大臣を筆頭に総務省及び文化庁による施設の視察

及び意見交換が実施される中で、本施設の復旧、再開に対し、文化庁所管の国庫補助金をはじめとする、財政的支援策の提示がございました。市は、これらを受けて、国庫補助金の活用を主に財源確保策の検討に入ったわけですが、文化庁所管の補助金活用には、その活用をもって整備しようとする対象文化財にかかる保存活用計画の策定及び承認が必要であることから、本年春以降、計画策定作業を急ピッチで進めてきたところでございます。

国の登録有形文化財に登録されている本施設の保存活用計画は、文字どおり施設の保存と活用の指針を示すものではございますが、取り分け建築構造物ではない本施設の特性と、一度火災を起こしてしまっている施設であることに鑑み、今後の防災計画を、どう有効的に本計画に反映するかが課題でございました。

令和3年10月、文化庁担当調査官による施設視察及び意見交換の中で、本計画に反映する防災計画部分の記載に当たっては、本市における市消防本部と十分な協議を行った上で、消防法適用による基準に照らし合わせ、万全の策とするようにと助言があったことから、適切な措置の反映が求められたものであります。本来は計画策定業務を委託し、1年ないし1年半の期間をかけての計画策定が、どの自治体でも標準でございますけれども、本市が置かれている現状、あるいは施設の早期復旧、再開が期待される中で、市教委直下による計画策定となったものでございます。

また本計画の策定に当たっては、石炭や炭鉱などに関する専門的見地からご意見を頂戴しながら進めたものでございます。来年度当初における国庫補助金申請認可を得るべく、既に本計画は文化庁に提出済みでございますけれども、市民の財産でもある本施設の復旧は元より、今後市の責任において、本計画に沿って施設の保存と活用が図られるよう進めていこうとするものでございます。

1点目の報告は以上でございます。

続いて、2件目よろしいでしょうか。

(今川委員長)

お願いします。

(教育課長)

続いて、2件目、第7次夕張市社会教育中期計画についてでございます。本計画は社会教育法第3条に規定されている任務を果たすために、地方公共団体が策定する行政計画でございまして、市町村教育委員会の事務内容の具現化を目指すものでもございます。このような法の趣旨に従い、本市における社会教育事業の推進については、社会教育中期計画に沿って進めて参りましたが、このたび第6次計画期間を終え、新たに第7次計画の策定を実施す

ることとなったものでございます。

社会教育計画は 5 年から 10 年以上の長期計画、3 年から 5 年の中期計画と、そのどちらかにおいて策定することとなっておりますが、本市を取り巻く諸情勢が著しく変化する中で、中期計画の策定がベストであるとの判断において、中期計画の策定と実行を柱に据えてきたものでございます。第 7 次中期計画は、令和 4 年度から 8 年度までの 5 ヶ年計画となります。本計画の策定に当たり、夕張市民憲章及び夕張市教育大綱を基本に、本市の上位計画でもある第 2 期夕張市地方版総合戦略にうたう、誰もが幸せに暮らせる持続可能なまちを土台として、豊かな心を育む多様性を尊重した生涯学習を計画の目標に据えております。

計画の構成は、全領域一般から子ども・家庭教育、文化振興、スポーツ振興、読書活動の、それぞれに分類し、施策の柱を定めたところでございます。なお、計画策定に当たり、昨年 8 月に夕張市社会教育委員の会に諮問し、既出ではございますが市民アンケートも事前に実施して、市民の声を拾い上げながら進めたものであります。本年 2 月に社会教育委員の会より答申を受け、まとめられました。詳しくは計画書 23 ページからの資料編、27 ページに記載の計画作業の審議経過をご確認いただきたいと存じます。

なお、拠点複合施設「りすた」の開設に伴い、本年度は「りすた」の有効活用とにぎわい創出を主として、様々な社会教育事業を展開して参りましたが、今後も本計画に沿って、社会教育事業のさらなる推進に努めようとするものであります。

2 件目の報告は以上でございます。

続いて、最後 3 件目ですが、指定管理者の指定についてでございます。教育委員会が所管する文化スポーツセンター及び平和運動公園、並びに清水沢プールをはじめとして、夕張市営球場、夕張市民健康会館の体育施設は、全て指定管理者制度を活用し、この間、管理運営に当たっております。このたび、その指定管理にかかる協定期間が満了になることに伴い、新たに指定管理者を指定しようとするものであります。鹿の谷及び緑ヶ丘の 2 市営球場については、令和 4 年 4 月 1 日から 1 年間、夕張軟式野球連盟が市民健康会館についても同様に 1 年間、市民健康会館運営委員会がそれぞれ継続して指定管理者として施設の管理、運営に当たっていただくこととなりました。文化スポーツセンター及び平和運動公園、清水沢プールは施設規模を勘案し、令和 4 年 4 月 1 日から 5 年間、特定非営利活動法人、夕張市体育協会が引き続き指定管理者として選定をしたところでございます。

報告は以上です。

(今川委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、ございませんか。

(大山議長)

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(今川委員長)

ないようですので、これで教育課を終わります。

【市民課】

(今川委員長)

次に、市民課より報告を受けて参ります。

(市民課長)

市民課より3点のご報告を行います。

まず1点目ですけれども、夕張市国民健康保険条例の一部改正についてでございます。改正理由は、国の国民健康保険施行令の一部改正に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額の減額及び基礎賦課額に係る賦課限度額を引き上げるため、2の改正内容に記載していますとおり、均等割を10分の5、限度額につきましては医療分が63万円が65万円、後期分が19万円から20万円と引き上げられるものです。

続きまして、令和元年から保険料の3割軽減を実施してきているところでありますけれども、事業主体であります北海道が令和6年度に保険料の水準の統一を目指す。また、12年度には保険料の統一を目指すという方針の下で、今後それに合わせた改正を行っていく必要があります。

資料を1枚めくっていただきまして、参考資料の3枚目をご覧ください。

3枚目の下段のシミュレーションのポイントというふうに書いているところで、経過も含めたご説明をします。

令和元年度から、もともと全道の保険料水準よりも低い状況にありました本市が、30%の軽減措置をおおむね3年間行うということで、3年間で1億6,000万円の被保険者負担を実施してきたところです。先ほど説明しましたように、北海道が目指す令和6年に保険料の水準の統一を図るということで、まずどのような形で戻していくかということを考えた場合、まずA、B、Cとありますけれども、まずそもそも論としてCでいくということは全道負担、道民で負担していくという中で夕張市だけが軽減をしながら、その税収が少ない中で負担を大きくしていくということは理解が得にくいと。またBにつきましては、今後一度に戻すのではなくて基金の状況を踏まえて段階的に戻

せないかと。Aにつきましては30%軽減を一気に戻すという、この三つなの
ですけれども、市民課としてはBの案で運営協議会のほうで諮問をしていた
だきまして、資料を2枚めくっていただきまして、一番下の保険料の改定
(案)、令和4年度につきましては、この点線で囲っているように徐々に3
年かけて30%軽減した額を10%ずつ戻していくという考え方において、そ
の方針を定めます。先ほどの資料に戻っていただきまして、令和4年度に改
正する額につきましては、それぞれこの改正後に記載のとおりでございます。
施行の日は4月1日より行っていきたいと思っております。

続きまして、資料2をご覧ください。

夕張市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてござ
います。

経過・概要につきましては、本市におきましては単身世帯の多いまちです
ので、現在市が指定しています10L、20L、40Lのごみ袋では、その容量を満
たすまでにかなり時間を要するという声が若年層の単身世帯であったり、高
齢者世帯の方から多く寄せられてきておりました。これは、家庭内での衛生
問題にも生じるということ踏まえて、令和4年度から5Lのごみ袋を追加す
るための条例改正をするものです。現時点で販売時期は7月からできるよう
な形で準備を進めていきたいと考えております。

続きまして、資料3をご覧ください。

生活館及びコミュニティセンターの指定管理者の指定についてございま
す。令和4年3月31日をもって期間満了となる下記の9施設につきまして、
意向確認をしたところ、継続したいとの意向が示されました。こうしたこと
から、夕張市公の施設に係る指定管理者の手続に関する条例第5条第1項第
5項及び同法施行令規則の第5条第1項第2号により、公募によらない候補
者の選定を行いまして、先日全団体から提出のあった指定申請書の内容が全
て指定管理者の選定状況を満たしたことから、下記の団体を次期指定管理者
とするものでございます。

なお、本件につきましては令和4年第1回定例市議会に上程をさせていただきます。

指定期間ですが、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間
となっております。

以上です。

(今川委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。

(千葉委員)

資料3の生活館及びコミュニティセンターの指定管理者の指定についてな

のですけれども、今回の生活館等の指定管理の各団体の申請に当たり、地域が抱える課題や、新たな動きや取組等について、今回の申請書の中にあれば教えていただきたいのですけれども。よろしくお願いします。

(市民課長)

千葉委員のご質問にお答えします。

町内会、もしくは生活館等を運営いただいている市民団体の多くは、まず会員の減少、高齢化に伴う後継者不足、若年層の地域活動への参加意欲の低下、推進する事業のマンネリ化、そして財源不足というような共通課題を抱えております。

一方で、こうした状況の中において、創意工夫を行いながら少ない財源の中で地域コミュニティを維持している他市町村にも例のないような事例も多くあるという部分があります。そうしたことを踏まえて、昨年、市内 21 か所の生活館、コミュニティセンター、集会所に安心安全づくり備品等を設置して、地域における災害時の協力意識を助長することや、また併せて生活館の運営費の補助見直しをして、改善策に努めてきたところです。

この事業に対しての市民の方の満足度は非常に高く、来年度以降も市民課、消防等で地域に入りながら、地域が持っている特性、個性と合わせながら課題解決に進めて参りたいと思います。

そして、また今千葉委員の言われたように新しい取組なのですけれども、生活館の利用者が減少する中で、実は今回の指定管理を辞退したいと、先から申し上げていた団体さんがあります。その団体につきましては、今回ご提案をいただいたのですけれども、まちづくり団体である清水沢プロジェクトという団体と一緒に、そこが持つ機能と連携して、外からの大学生や、その取組に賛同して夕張に来られる方を生活館利用の、これからの顧客として考えて、かつその運営に関しても地域の方が頑張ってくれた負担を軽減するという取組がありました。

また、この地域においては、そうした取組において後継者がいないということであったのですけれども、そういう取組をするのであれば私も協力したいという地域の方が出てきたりしながら、これまで少ない人数の役員さんで抱えてきた課題を、新しく地域に芽生えた機能と連携させて運営を続けるという新しい取組も出て参りました。ただ、全体としては、先ほど言ったようにいろいろ苦しい事情を抱えているので、来年以降もきちんと地域の実情に耳を傾けながら、こうした事例をひとつでも多くつくっていきたいと思います。

以上です。

(今川委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(君島委員)

指定ごみ袋の 5L というのは、幾らぐらいで販売される予定なのですか。

(市民課長)

市の条例で 10L 当たり 20 円という形になっていますので、それに合わせますと 20 枚で 100 円ですか。その 20 枚入りがいいのか 10 枚入りがいいのかとありますけれども、今のところ 20 枚で 100 円という料金設定がいいのかというふうに思っております。

(君島委員)

ありがとうございました。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

(高間委員)

資料 3 なのですが、この指定管理者のところで 5 番の南清水沢生活館の管理をされている地域というか、そこからの声なのですが、「りすた」ができることで、この低料金、「りすた」での低料金が設定されることによって、この生活館の利用がほぼないという、そういうちょっと、先ほど財源の減少ということも言われたのですが、また今すぐここで答えは出ないと思いますので、何かそのこともまたちょっと考慮して何かのときに話し合っというか、心にとどめておいていただきたいなというふうに思いますので、何か考えていることがもしあれば、お聞かせ願いたいと思いますけれど。

(市民課長)

先ほども申しましたとおり、様々な課題を抱えていて、同じような課題ではなかったり、南清水沢の管理されている方については、そういう厳しい状況の中でいろいろなアイデアを出して、そこを打開しようという意欲を持たれてもおります。ただ一方で、近くにある「りすた」の関係で利用がなかなか進まないということもありますし、ほかの同じ地区でも起きている問題ではあります。ですので、そこは近くに「りすた」ができたから不利な条件を多く背負っているということを思われている部分もあるのですが、あそこの立地を考えた場合に、何かほかの可能性がないかということも今後一緒に考えていきたいと思いますというふうにはお話をしていますので、市としては、やはり地域の方々が何か工夫をして取り組もうというものには寄り添っていきこうと、そういう気持ちは変わりません。

(今川委員長)

よろしいですか。

(高間委員)

はい。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、ございませんか。

(大山議長)

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(今川委員長)

ないようですので、これで市民課を終わります。

【地域振興課】

(今川委員長)

次に、地域振興課より報告を受けて参りますが、この場合、夕張市議会委員会条例第 15 条の規定により、高間委員は除斥の対象となりますので、退席をお願いいたします。

〔高間委員退席〕

ただいま高間委員が退席されましたので、出席委員は 6 名であります。

地域振興課の報告をお願いいたします。

(地域振興課長)

お疲れさまでございます。地域振興課です。

地域振興課からは、夕張市農業研修センターの指定管理者の指定について、ご報告申し上げます。

沼ノ沢にあります夕張市農業研修センターは、農業関係者が農業振興に関する研修を行い、また福祉の増進、生活文化の向上に寄与することを目的として昭和 58 年に設置した施設です。平成 19 年度からは、指定管理者により施設の管理が行われており、地域の町内会などで構成される夕張市農業研修センター運営委員会を指定管理者として指定しています。

指定期間は 5 年間で、以後 5 年ごとに指定管理手続を行っています。現行の指定期間は平成 29 年 4 月 1 日から 5 年間で、令和 4 年 3 月 31 日で期間満了となりますが、先般、夕張市農業研修センター運営委員会から指定管理者の指定に関する申請書の提出がありましたことから、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条の規定により、候補者として選定したところです。

選定した候補者につきましては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経て、指定管理者に指定することとされておりますことから、令和 4 年第 1 回定例市議会に議案を提案するものでございます。

指定管理期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日の 5 年間です。

候補者の選定理由等につきましては、お手元の資料に記載のとおりでございます。

報告につきましては以上でございます。

(今川委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、ございませんか。

(大山議長)

ないです。

(今川委員長)

ないようですので、これで地域振興課を終わります。

〔高間委員出席〕

(今川委員長)

ただいま除斥の対象となりました高間委員が出席されましたので、出席委員は 7 名であります。

暫時、休憩いたします。

午後 2 時 0 5 分休憩

午後 2 時 0 6 分再開

(今川委員長)

失礼いたしました。会議を再開いたします。

【保健福祉課】

(今川委員長)

次に、保健福祉課より報告を受けて参ります。

(保健福祉課長)

保健福祉課より、新型コロナワクチン接種(3 回目)について、報告いたします。

資料をご覧ください。

初めに接種率ですが、ご覧のとおり、いずれも 2 回目までは 9 割を超えています。3 回目接種については、2 月末時点で 7% 台となっておりますが、2 月 28 日、今週から医師や看護師など外部から市立診療所に招聘し、1 日の接種可能人数が増えているため、今後は接種率が順調に上がるものと考えていま

す。65 歳以上、未満の接種率は記載のとおりです。

次に、本市に配分されるワクチン数量ですが、前回の行政常任委員会で 1 月までの数量を報告しています。2 月以降の数量は、その後に明らかになったものでありますが、この数量をもって 2 回目接種完了者を上回る見込みとなりました。

次に、社会インフラを支える従事者、いわゆるエッセンシャルワーカーです。趣旨であります。市内での感染拡大を防ぐため、社会インフラを支え、住民生活維持に欠かせない職種の従事者に対し、各事業所の協力を得て 1～2 回目の接種を実施しており、3 回目接種についても優先して取り進めるものです。今回も記載のとおり協力をいただいているところです。

次に、接種スケジュールです。高齢者については 2 月の中旬から社会インフラを支える従事者は今週の月曜から、28 日から接種を進めています。65 歳未満の方には 3 月 9 日から段階的に接種券を送り、3 月の中旬から接種を進めます。なお、都合により接種できない方がいれば現時点では 9 月末までの接種が可能となっていますので、広報やホームページを通じて引き続き、この情報を住民にお知らせしていきたいと考えています。

今後も希望する方に早めに接種していただけるよう、医師会の協力の下、体制を構築して確保して参りたいと考えています。

以上です。

(今川委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、ございませんか。

(大山議長)

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(今川委員長)

ないようですので、これで保健福祉課を終わります。

【建設課】

(今川委員長)

次に、建設課より報告を受けて参ります。

(建設課長)

すみません、遅くなりまして申し訳ございません。

建設課から夕張市賃貸住宅条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

令和 3 年度中に除却しました市営住宅の賃貸住宅につきまして、その除却

した分について減じるものであります。内訳としては、宮前町、賃貸住宅 11 棟 44 戸、清陵町 1 棟 18 戸の計 12 棟 62 戸を減じるものであります。

以上であります。

(今川委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、ございませんか。

(大山議長)

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(今川委員長)

ないようですので、これで建設課を終わります。

【生活福祉課】

(今川委員長)

次に、生活福祉課より報告を受けて参りますが、この場合、夕張市議会委員会条例第 15 条の規定により、高間委員は除斥の対象となりますので、退席をお願いいたします。

〔高間委員退席〕

(今川委員長)

ただいま高間委員が退席されましたので、出席委員は 6 名であります。

生活福祉課の報告をお願いいたします。

(生活福祉課主幹)

生活福祉課からは、指定管理者の指定について報告いたします。

資料 1 をご覧ください。

夕張市老人福祉会館につきまして、現在の指定管理の期間が令和 4 年 3 月 31 日をもって満了となることから、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項第 5 号及び同条例施行規則第 5 条第 2 号により、公募によらない方法で現指定管理者である社会福祉法人夕張市社会福祉協議会を候補者として選定いたしました。

指定管理の期間につきましては、令和 4 年 4 月 1 日から 5 年間と考えております。

なお、この指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決が必要となりますので、第 1 回定例市議会へ提案しようとするものでありますので、お含みおき願います。

報告については以上です。

(今川委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、ございませんか。

(大山議長)

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(今川委員長)

ないようですので、これで生活福祉課を終わります。

〔高間委員出席〕

(今川委員長)

ただいま除斥の対象となりました高間委員が出席されましたので、出席委員は7名であります。

【財政課】

(今川委員長)

次に、財政課より報告を受けて参ります。

(財政課長)

お疲れさまでございます。

財政課からは1点、旧滝ノ上小学校校長住宅の無償譲渡についてでございます。すみません、申し訳ございません。

旧滝ノ上小学校校長住宅は、建設年が昭和61年、築36年経過しております。

住所が夕張市滝ノ上21番地。附属建物として物置がございます。

譲渡の相手方につきましては、夕張市農業協同組合。

住宅の活用内容として、「農業研修生の受け入れ用の住宅」及び「農業者同士の情報共有や福利厚生用に利用する場」ということでございます。

今回、無償譲渡とする理由でございますが、まず1点目、記載のとおり、市で今後活用する見込みがないということ。

2点目でございますが、記載はしておりませんが、この校長住宅の建っている土地が農協の所有の土地であるということで、夕張市は年間約7万円の借地料を払っているということ。

この土地を農協に返還する場合、契約上、更地にして返さなければならないということで、この建物の解体費用が約153万5,000円かかると。

この3点が解消されるという大きなメリットがございます。

また農協にとっても、先ほど申しましたとおり農業研修生の受入れ、農業者同士の情報共有や福利厚生に利用する場ができるということ。それと土地、

建物が一体的に管理ができるということということで、双方に大きなメリットがあるということで、この校長住宅を除却費用相当分を対価として相殺することで、「夕張市市有財産活用基本方針」に基づき、無償譲渡とすることとしたいと。

なお、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号により、議会の議決を得る必要があることから令和 4 年第 1 回定例市議会に提案する予定でございますので、ご承知おき願います。

財政課からは以上です。

(今川委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、ございませんか。

(大山議長)

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(今川委員長)

ないようですので、これで財政課を終わります。

【総務課】

(今川委員長)

次に、総務課より報告を受けて参ります。

(総務課長)

改めて、お疲れさまです。

総務課からは、夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

改正に至る経過といたしまして、平成 31 年 4 月の働き方改革関連法の施行に伴い、民間においては労働基準法が一部改正となり、時間外勤務の上限規制が導入されたところでございます。これに合わせて、国家公務員においては人事院規則の改正がなされるとともに、地方公務員においても時間外規制の制度の導入をするよう求められたところでございます。

このことから本市といたしましても、本年 4 月 1 日より時間外規制の制度の導入をすべく、第 1 回定例市議会において本条例の一部改正を行おうとするものでございます。

改正の内容といたしましては、これまで条例の施行規則で定めていた任命権者は公務のため、臨時、または緊急の必要がある場合においては、正規の勤務時間以外の時間においても職員に勤務を命ずることができる旨の条文を改めて条例として位置づけた上で、制度の運用上必要とする事項を規則に委

任するものでございます。

資料の裏面に、改正条例の新旧対照表を記載しておるのでご参照ください。

議決事項ではございませんが、改正条例により規則に委任された部分を反映させるために、夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正も併せて行う考えであり、時間外勤務を命ずることができるのは原則、月 45 時間、年 360 時間まで。重要かつ緊急に処理が必要と認められるものに従事する職員の時間外については、月 100 時間未満、年間 720 時間まで認めることができ、その上でも 6 か月平均で 80 時間まで、月 45 時間を超えることができるのは 6 か月までと規定するものでございます。これは国家公務員に関わる人事院規則が定めた時間外勤務上限規制の制度に倣ったものであることを申し添えます。

以上です。

(今川委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、ございませんか。

(大山議長)

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(今川委員長)

ないようですので、これで総務課を終わります。

【閉会】

(今川委員長)

以上で、本日本日予定しました案件は全て終了しましたので、行政常任委員会を閉じます。

午後 2 時 1 9 分 閉会

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会行政常任委員会

委 員 長 今 川 和 哉
